

機構集積協力金

一定の要件を満たした上で、農地中間管理事業により農地を貸し付けた地域や貸し手に対する支援制度です。

1 地域集積協力金

実質化した「人・農地プラン」の策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（以下「機構」）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

(1) 集積タイプ

①交付対象

機構を活用して担い手への農地集積等位取り組む地域

②交付要件

交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件下で割合が1/2に緩和されることがあります。

③交付単価

地域の農地面積のうち、機構を活用して担い手に貸し付けられた面積の割合（活用率）に応じて、以下の単価に基づき地域に交付。

○一般地域

- ・ 20%超40%以下 1. 0万円/10a
- ・ 40%超70%以下 1. 6万円/10a
- ・ 70%超 2. 2万円/10a

○中山間地域

- ・ 4%超15%以下 1. 0万円/10a
- ・ 15%超30%以下 1. 6万円/10a
- ・ 30%超50%以下 2. 2万円/10a
- ・ 50%超 2. 8万円/10a

※上記は令和4年度の予定単価です。

(2) 集約化奨励金

①交付対象

機構からの転貸により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付します。

②交付要件（翌々年までに満たすこと）

- ・ 地域の農地に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び果樹園は0.5ha以上、以下同じ）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- ・ 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること等。

③交付単価

地域の農地面積のうち、機構を活用して担い手に貸し付けられた面積の割合（活用率）に応じて、以下の単価に基づき地域に交付。

- 区分1 地域団地面積の割合 10ポイント以上増加 1万円／10a
- 区分2 " 20ポイント以上増加 3万円／10a
(地域の1団地当たりの平均面積 1.5ばい以上増加)

※ 上記は令和4年度の予定単価です。

④交付対象面積

- ・機構からの転貸面積のうち、新たに団地化した面積

2 経営転換協力金

経営転換する農業者及びリタイアする農業者等に対して協力金を交付します。

①交付対象

機構を通じて、自作地を担い手に貸し付ける農業者（農地の相続人で農業経営を行わない者を含む）。ただし、令和4年度・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ対象となります。

②交付要件

農地を10年以上機構に貸し付けること等。

③交付単価

1万円／10a（上限額25万円／戸）

※ 上記は令和4年度の予定単価です。

3 農地整備・集約協力金

耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

①交付要件

- ・対象農地が基盤整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満であること。
- ・対象農地の全てが、機構に15年以上貸し付けられており、目標年度までに担い手に集積されること。
- ・対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うこと。

②交付率（整備費に対する割合）

<目標年度の担い手の農地集約化率>	<交付率>
・ 100%	12.5%
・ 90%	8.5%
・ 80%	5.0%

※上記は令和5度までの時限措置です。